

議案第38号

財産を無償で貸し付けること（育成放牧事業用地）についての議決の一部変更について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについての議決（平成15年3月7日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後			変 更 前		
1 財産の内容			1 財産の内容		
種 類	所 在 地	数 量	種 類	所 在 地	数 量
土 地	鳥取市湖山町南五丁目727 番ほか45筆	23,370.01平方メートル	土 地	鳥取市湖山町南五丁目727 番ほか48筆	28,131.01平方メートル
土 地	東伯郡湯梨浜町大字下浅 津74番1ほか45筆	40,275.30平方メートル	土 地	東伯郡羽合町大字下浅津 74番1ほか45筆	40,275.30平方メートル